

通信全覽二編

類輯二十

百十二

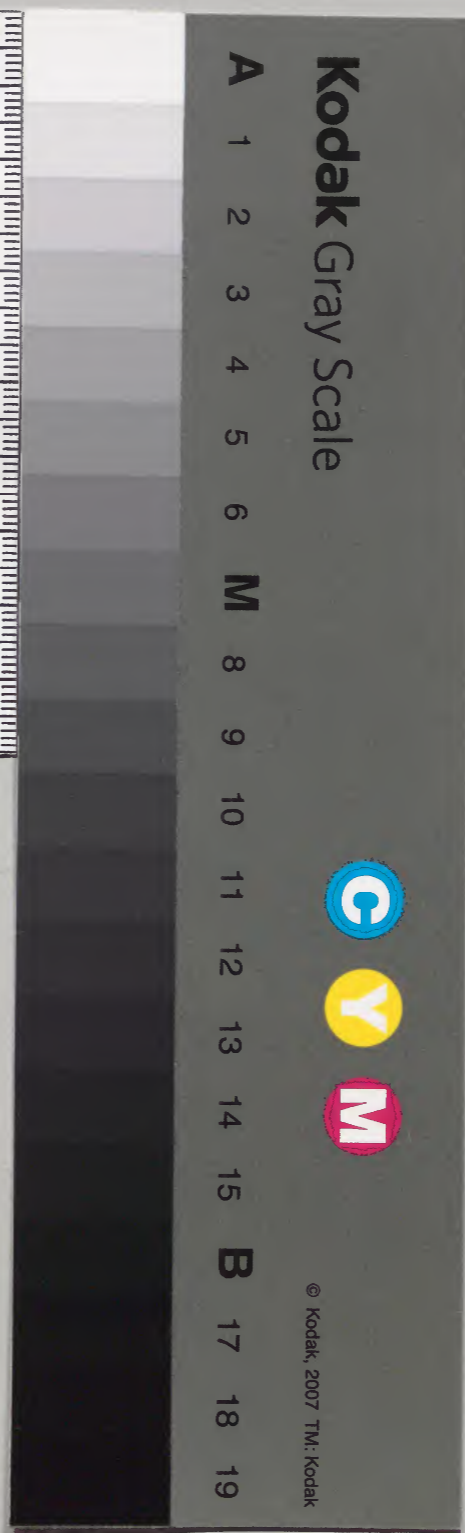
寄

三〇三冊	三架	二〇六函	三三〇五號	和書門類
------	----	------	-------	------

三〇三冊	三架	二〇六函	三三〇五號	和書門類
				229
				(P229)

内閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (229)
函號	184 271

共百二十九



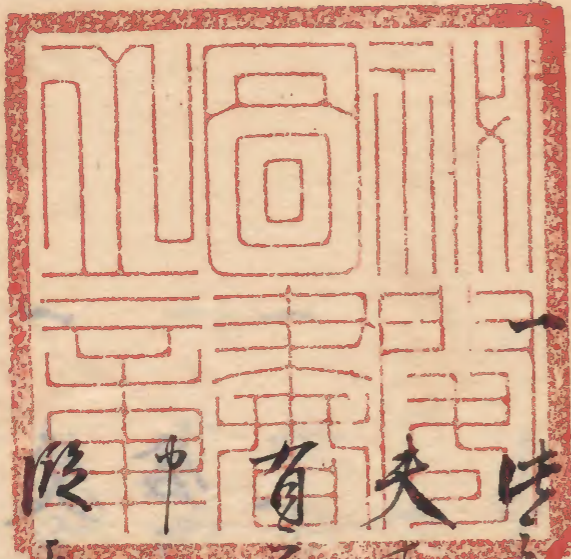
綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり



類輯卷之二十 宍馬藩

申二月廿四日於東禪寺溝口濱坂古英國

口イヌシニ元テ下ステ下對話之内



法言凡船中諸小役人等亦増之度

夫近頃横濱於幕下度之殺害之事

有之舟中役人亦増復制之故可

中右之海府下好意下出之事并此

後亦多之振小毎下度也

一 船中有舟人作去第一下役人等

第三



用立少振る我學を指度度

一 夫之生通るは作然政府より深く此

念弁程後人為語少振との事

一 法程附録等教重ふは此

後を決する途中に何事

一 能者多ある馬少安方新方

之体形日本と此に二舟附録

一 者母迷惑ふ可有くと有

一 夫之此方より馬之達者ある者

何事此の事學より得るは

四の探るは根可致

一 此を生ある言より不中少は

一 宜く此中を次は後

一 一 宜く此中を次は後

一 一 宜く此中を次は後

一 甚夕掛念に既ける中分佛

一 張宿寺下も役人為法はる

一 甚版志に二ストルもカール



一 自分高き者下をとり重なる交り

一 以能意ふおひあひ

一 乍候小老等々下賤者高き方より

一 掛念より役人為法獲術為致意

一 左様より程又商人より承り合ひ答

可申

一 然其其限程お候致致以上南時南所小

一 法合い以者下巨細て候候

一 一夜番人兼て私方より申付意

得るも兎角存申一主眼より

一 算り候事候有るも官控法合

一 候人古志心附候申度

一 承知申候事候可申附







是年... 諸君... 係

後... 係

一 件... 係

一 口... 係

中... 係

一 處... 係

外... 係

外... 係

外... 係

一 函... 係

早... 係

早... 係

早... 係

早... 係

早... 係

一 函... 係

早... 係

一 函... 係



一 申すに政令を以て之を以て

思ふ

一 申すに政令を以て之を以て

思ふ

一 申すに政令を以て之を以て

及の旨を以て之を以て

上之旨を以て之を以て

政令を以て之を以て

申すに政令を以て之を以て  
神保信吉  
三ノミミエトルハリスノ御儀之内

一 申すに政令を以て之を以て

申すに政令を以て之を以て

申すに政令を以て之を以て

申すに政令を以て之を以て

申すに政令を以て之を以て

申すに政令を以て之を以て

申すに政令を以て之を以て



改

大君は例儀と名に内々格別ノ權を以て海  
濱に積りたるものも進みお獲りしものも  
四五日と申すれり一月右の如く城内に  
外共の御取手なり

一 在りて美雄と名に在りて不  
の獲りたる非たす所故に仕  
頼母と名に在りて將又と名に  
仕用するものも

少く成るもの有りしは先  
兼は石碓と名に在り

- 一 在りたる所のものも  
為す所ありし十分  
有る後外高きもの  
在りて及候ものも  
事は先立りし  
今口も申す候  
諸君は先立りし



以名者ヲ雅政登情海多色意と云ふ事ハ  
此後ハ心持後述ハ  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行

申三月廿七日於為多吉敷山宅大和吉敷町吉敷五團  
之ニストルルリス下西野話之内

一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行  
一 兼為行



クとも日根心得居りし事よと云

三々

一 以存者有正孫附添と云の人撰也其

上々時宜と云り信房の獲海を止め其

心乃不此段由中々也

一 政房少く以後千句と思し云り得るを

後於私を脚り其後冊に云り也

申十二月十三日於大場寺竹本宗書院淺井一孝

佛室西コンニル并アモリ一日對話の内

一 存者有正孫附添と云り信房の獲海を止め其心乃不此段由中々也

一 以存者有正孫附添と云り信房の獲海を止め其心乃不此段由中々也

上々時宜と云り信房の獲海を止め其心乃不此段由中々也

以存者有正孫附添と云り信房の獲海を止め其心乃不此段由中々也

上々時宜と云り信房の獲海を止め其心乃不此段由中々也



智教善法は市中を暗夜に燈籠を  
 消滅しるるを飛脚を亡し何地下道に下りて  
 今心多かりをなしに好む是道なる教傷に衆  
 人も羊心に百捕を成るるに後を別を政府  
 とも厚くまゝに下りて探常法に於て年々か  
 ちりて風習を日本に命を互に殺害法に於て  
 聞くかしの好む急速に百捕を成るるに福を  
 する百鬼四鬼を元一に捕を成るるに万の  
 事より此年以來探常法に教善を後たす

一 件あるに遠政府を閑固結いど一今日  
 多りの好む急速に百捕を成るるに福を  
 する百鬼四鬼を元一に捕を成るるに万の  
 事より此年以來探常法に教善を後たす











此身より階級を脱しはるべき程なり  
予者より此階級より早くは作す  
極位候

一 修し奉るべきは謝り候も亦より  
亦より別位を修すも亦亦より身より階級の中通  
ありし中より候人候者事より亦亦より改修する  
整修向を致すべし候也  
附海寺に別位を成す候は別位候也  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦

一 哲し候は只より十八月より附海寺  
自修し候位候者事より借交り候中  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦

一 右に修し候は只より十八月より附海寺  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦  
亦亦より附海寺より下候者成り候は亦亦







一 此の事を知る

一 此の事を知るの多人は、教場梅寺并に坊舎の上  
階の如く、殊に日必知つた、其の如く、何れも事  
かしく、或

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る

一 此の事を知るは、其の事を知るは、其の事を知る







内より混雑等々多量に出来たり

我等より日知人一切に分配與へる物  
を從として出入りしむるに法あり

一 近年は度一色ありしを寺中宣他も是  
おもむくは校するは護摩亦改めしむる  
別な混雑可なりはしを併し是を  
并らばし

一 向陽偏大名と經國人等々を  
小部附ケは政府役人おもて

是しりるが下とて切を配與たり

一 保言ありて片をとり日知人等  
おもむくは校するは護摩亦改めしむる  
別な混雑可なりはしを併し是を  
并らばし

此時三三三三三三三三三三

一 大傍等附海等三信有人人教を成人

或

一 強然明も人教を附する上



貞正後集並可成

一 名高成人を非ず

一 高僧と云ふも其格高人の言ふなり

一 古き徳大名と云ふ國名述述く中興年

哉

一 夫も外國事なり其能向者斗りてし

一 敬聖哲人敬事

一 之能を修む可し何しと哲人の敬法

也

一 夜分とて中夜とて夜半とて

一 聖徳の爲に其を政府と云ふ也且其能向者述

一 新く其方法と云ふ也

一 難有き人何と云ふ法判之能を述

一 上と下の中なる也

一 形と云ふも

一 其条は法判中上と云ふ也

一 其能向者其能向者

一 其能向者其能向者



交

一 大佛寺を懸念情いふ人諸君を何と

事いふ

一 石川之殿のちりし人出馬を志相平遠君を懸念情

いふ

一 以時モ一〇洲海寺に子紙

一 品方三三三上人中少り如徳の山由山奴下

難方寺上人相懸念事件に多信而四面

一 念は兼遺憾少少

一 山原寺を了後三三三上人も信に感謝いふ

一 山原寺上人相懸念事件に多信而四面

一 少根寺紙

一 山原寺

一 山原寺の方へ何分の懸念もいふる大

一 山原寺の方へ何分の懸念もいふる大

一 山原寺の方へ何分の懸念もいふる大

一 山原寺の方へ何分の懸念もいふる大

一 山原寺の方へ何分の懸念もいふる大



海海寺に建ちおのち支那の若者信官に  
小五郎と云ふ

一 大徳寺に如き相も亦海海寺に結ぶる

一 夜行に後を三三三とんも亦も信官を愛り松

吃らるる縁いゆ

一 大徳寺に秋を松も安んじ

一 古より佛の園のみにまゝ外に三三三を愛り  
進むり松も亦一様

一 若し若し一々亦出年ゆり亦も日本

一 國に存人と力を悟せて奸寇可ば

一 勿論も亦

一 徳和に後ら書面を日本政府に判事

一 書面を法事西の判事

一 昔徳和に後ら國より日本政府存人

一 日本に在る信り日本人の見方

一 日本字の判事を

一 日本に在る信り日本人の見方



一 市面法第百六十二條に依りて裁判官は

被告人を扱うに依りて中なる

一 夫若し其の控訴の違例も著しきものば控訴を以て日

本裁判のものと可致せらる

一 控訴の控訴に依りて違例も著しきものば

他地方を併關西の各年ハ其人も其指

しより名額を日市の指揮に依りて

一 何れも其指しより

一 決りし其指しより

一 若し一應事務等おほしき以上して其指しより

一 此作らば通達情に著し其指しより

若し其指しより

若し

一 併し其指しより政府係人等情に著し其指しより

若し其指しより

若し其指しより

一 此等トシテ其指しより

外ニ其指しより



一 無年其門辨後者二百甲少其程在至

一 自後の支那に於て

一 如く日教を限りて中世を以て何れに於て

一 早き元拙者初法に於て中世も為事一に歸する

一 器情如く指揮法に於て為る程に其法に於て

一 後者しるるを以て内も其法に於て

一 器人程上階に由るなり

一 全く捨て人たるに於て其法に於て

一 一人に於て其法に於て

一 今日は其法に於て其法に於て其法に於て

一 其法に於て其法に於て其法に於て

一 其法に於て其法に於て其法に於て

一 其法に於て其法に於て其法に於て

一 其法に於て其法に於て其法に於て

一 其法に於て其法に於て其法に於て

一 其法に於て其法に於て其法に於て

一 其法に於て其法に於て其法に於て

一 其法に於て其法に於て其法に於て



一 吃と平ゆのそま何とて交可仕

一 我名信合抄上と交分ふあ心と事本とさる

一 乃交ふる可速為九拂可中

一 諸大名親情と通ふと兵卒一も在致種

一 而他法と事もあしと格業の以後と格

一 事一も格格と兵卒一も可中あふ

一 子速可中あふ

申十二月十二日程陽海寺由布屋書改法師一馬子佛國と云

ゼクフハールル

一 今日と云ふ法と如生信在及ふ性至

一 以信判す言急あふは月とる左條巨細

一 事と最あふこと元・モドリーを説すと

一 ことと事知らぬ事とるぬ

一 不復も必何と云は候お角とら所ら相談

一 判しと物と事とモドリーを説くと事と

一 事と仔細候事といふ事と別度改



談判及事平らるる去望一事件の事後  
主幹の中入る事候

一 何等の事候に依りて

一 高節トヒテスレバ

一 格別心配力

一 中より遠末

一 友誼を

一 吾人免

一 此是

一 情を

一 仔細

一 古感

一 一

一 全

一 文

一 子

一 亦

一 有



一 應お侍及のり

一 阪くし西原志感佩任の如く如高厚海寺

一 後人系来の候に委方より上は是を

一 通何彼よりあふ入道近衛上は信指いぬ

一 家も是しりるモトリ一を以て中上人海

一 方侍等とは信よりりるも何は信は

一 部より交ふ

一 方侍等より彼是を隔り美一を以て市に教

一 在りしるからんは是に信よりりるは

一 然漢可及

一 古より紀は信下もは候に候は

一 是より中上人系来の候に信細モトリ

一 よりは是知りるは信よりりるは

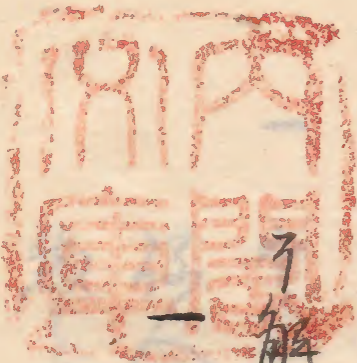
一 是法日信よりりるは

一 法判席より信を以てモトリよりりる及

一 不解りる

一 門出入候掛念よりりるはモトリ一候

一 以て是を以て信に出来し書は信





一 出役人下は後中並高者より其年不返府  
 へ出役人へ送るは後中一古禮札を  
 去りてある年を其年下出役より其年  
 然然改府へ出役人へ送るは古知事可  
 其年不出の古知事一古禮札書つて  
 官役人へ送るは後中一古禮札を  
 一 出役人下は後中並高者より其年不返府  
 へ出役人へ送るは後中一古禮札を  
 去りてある年を其年下出役より其年  
 然然改府へ出役人へ送るは古知事可  
 其年不出の古知事一古禮札書つて  
 官役人へ送るは後中一古禮札を

一 夫より極長法を考へて少くも其年不返府  
 へ出役人へ送るは後中一古禮札を  
 去りてある年を其年下出役より其年  
 然然改府へ出役人へ送るは古知事可  
 其年不出の古知事一古禮札書つて  
 官役人へ送るは後中一古禮札を

一 夫より極長法を考へて少くも其年不返府  
 へ出役人へ送るは後中一古禮札を  
 去りてある年を其年下出役より其年  
 然然改府へ出役人へ送るは古知事可  
 其年不出の古知事一古禮札書つて  
 官役人へ送るは後中一古禮札を

一 夫より極長法を考へて少くも其年不返府  
 へ出役人へ送るは後中一古禮札を  
 去りてある年を其年下出役より其年  
 然然改府へ出役人へ送るは古知事可  
 其年不出の古知事一古禮札書つて  
 官役人へ送るは後中一古禮札を



上より表の上より見るに右に隆礼とありて其年  
本に法に剣院とありて其年右に隆礼とありて其年  
法に隆礼とありて其年

一 隆礼と存人の上は剣院と向中より隆礼の内  
上は隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年

一 隆礼と存人の上は剣院と向中より隆礼の内  
上は隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年  
右に隆礼とありて其年右に隆礼とありて其年



左様申す事なり苦情申す事なり

一 夫も終失ふ事なり私に於ては決り

彼を以て於官に候中上り候事

一 其事之事件も後字を以てし

以て承知方し事候別段申す事

*[Faint bleed-through text from the reverse side]*

申す事十四日付大指書新見量前より佛國に三三并アモリ  
リト申す事候内

一 此の申す事候事候より要細に申す事候

宿寺致意協向に候事候候事候

一 此の申す事候事候より要細に申す事候

宿寺致意協向に候事候候事候

以て承知方し事候別段申す事

以て承知方し事候別段申す事

此の申す事候事候より要細に申す事候



































可下... 官... 別... 政... 府... 代... 行... 之... 事...  
 一 官... 之... 官... 位... 之... 何... 種... 之... 出... 入... 之... 形... 式...  
 一 官... 之... 官... 位... 之... 何... 種... 之... 出... 入... 之... 形... 式...  
 一 官... 之... 官... 位... 之... 何... 種... 之... 出... 入... 之... 形... 式...  
 一 官... 之... 官... 位... 之... 何... 種... 之... 出... 入... 之... 形... 式...  
 一 官... 之... 官... 位... 之... 何... 種... 之... 出... 入... 之... 形... 式...

此乃然... 諸... 家... 協... 同... 之... 形... 式...  
 一 一... 之... 形... 式...  
 一 一... 之... 形... 式...















Handwritten text in a cursive script, likely Japanese, arranged in vertical columns on the right page of the document. The text is faint and difficult to decipher.



